

国官参安企第200号
令和7年10月23日

一般社団法人全日本航空事業連合会 保安担当責任者殿
公益社団法人日本航空機操縦士協会 保安担当責任者殿
NPO法人日本オーナーパイロット協会 保安担当責任者殿
一般財団法人日本航空協会 保安担当責任者殿
公益社団法人日本滑空協会 保安担当責任者殿
一般社団法人日本飛行連盟 保安担当責任者殿
操縦士養成大学連絡協議会 保安担当責任者殿
NPO法人全日本ヘリコプター協議会 保安担当責任者殿
独立行政法人航空大学校 保安担当責任者殿

国土交通省
大臣官房参事官（安全企画）

トランプ・アメリカ合衆国大統領来日に伴う航空保安対策の徹底について

航空局総務課危機管理室長から令和7年10月20日付で通知した「トランプ・アメリカ合衆国大統領来日に伴う警備協力について」を受け、小型航空機に対する管理徹底に係る措置を講ずるよう、貴団体の会員等又は貴校関係者に周知徹底願いたい。

【対象期間】

令和7年10月27日（月）0時0分～令和7年10月29日（水）23時59分

【別添】

- ・小型航空機に係る航空保安対策の徹底

別添

小型航空機に係る航空保安対策の徹底

1. 航空運送事業者・航空機使用事業者については、航空機に凶器、爆発物が持ち込まれないよう、搭乗者及び乗員に対する保安検査を徹底すること。
この場合の保安検査とは、持込手荷物及び身につけている物品等について、携帯金属探知機又は接触検査及び開披検査を行い、ナイフ、爆発物等が航空機に持ち込まれることを防止することをいう。
なお航空運送事業者・航空機使用事業者以外の者にあっては上記趣旨を踏まえ適切な保安措置を講じること。
2. 小型航空機の機体管理の徹底を図ること。
 - 1) 小型航空機の扉の施錠、係留措置の徹底、使用時以外の格納庫扉の閉鎖等、小型航空機の盗難防止対策を徹底すること。
 - 2) 散布装置等の保安管理を徹底すること。
3. 空港管理者等が行う制限区域の出入管理対策等に協力すること。
 - 1) 制限区域の出入りは、空港管理者が許可した出入口を使用すること。
 - 2) 制限区域への出入りに関しては、有効なランプパス、パイロットライセンス等を常に携帯し、空港設置者、警備員等から提示を求められた場合及び空港使用届に係る内容確認を求められた場合は協力すること。
 - 3) 航空機乗組員以外の搭乗者は、常に航空機乗組員と行動を共にするものとし、制限区域内の単独行動は禁止すること。

以上